

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4790021号
(P4790021)

(45) 発行日 平成23年10月12日(2011.10.12)

(24) 登録日 平成23年7月29日(2011.7.29)

(51) Int.Cl.

F 1

G06F 21/24	(2006.01)	G06F 12/14	520D
G06K 17/00	(2006.01)	G06F 12/14	530C
G06K 19/073	(2006.01)	G06F 12/14	560C
G06K 19/07	(2006.01)	G06K 17/00	E
HO4L 9/32	(2006.01)	G06K 17/00	B

請求項の数 14 (全 17 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2008-538830 (P2008-538830)
 (86) (22) 出願日 平成18年11月10日 (2006.11.10)
 (65) 公表番号 特表2009-516243 (P2009-516243A)
 (43) 公表日 平成21年4月16日 (2009.4.16)
 (86) 國際出願番号 PCT/KR2006/004717
 (87) 國際公開番号 WO2007/055539
 (87) 國際公開日 平成19年5月18日 (2007.5.18)
 審査請求日 平成20年5月2日 (2008.5.2)
 (31) 優先権主張番号 10-2005-0108263
 (32) 優先日 平成17年11月11日 (2005.11.11)
 (33) 優先権主張国 韓国 (KR)

(73) 特許権者 502032105
 エルジー エレクトロニクス インコーポ
 レイティド
 大韓民国, ソウル 150-721, ヨン
 ドゥンポーク, ヨイドードン, 20
 (74) 代理人 100078282
 弁理士 山本 秀策
 (74) 代理人 100062409
 弁理士 安村 高明
 (74) 代理人 100113413
 弁理士 森下 夏樹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 S R M のデジタル著作権管理方法及び装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

S R M (S e c u r e R e m o v a b l e M e d i a) の権利を管理する方法であ
つて、前記方法は、端末により実行され、

前記方法は、

前記端末により、権利発行サーバからトリガメッセージを受信することと、

前記端末により、前記トリガメッセージに含まれる S R M デバイスパラメータを用いることにより、前記トリガメッセージが S R M にコンテンツに対する権利を提供するためのものであるかをチェックすることであって、前記 S R M デバイスパラメータは、前記 S R M を示すことと、

前記トリガメッセージが S R M に権利を提供するためのものであると決定されると、前記端末により、前記権利発行サーバから前記 S R M に対する権利を要求するための権利要求メッセージを生成することであって、前記権利は、前記 S R M に結び付けられており、前記権利要求メッセージは、前記端末の I D ではなく前記 S R M を識別するための S R M I D を含むことと、

前記 S R M が前記 S R M に対する権利を要求したことを確認するために、前記 S R M に対する権利を要求するための前記生成された権利要求メッセージを含むシグネチャ要求メソッドを前記端末から前記 S R M に転送することと、

前記端末により、前記 S R M のシグネチャを含むシグネチャ応答メッセージを前記 S R M から受信することであって、前記シグネチャは、前記 S R M が前記権利を要求すること

を確認することと、

前記 S R M に対して前記 S R M に対する権利を要求するための前記生成された権利要求メッセージを前記端末から前記権利発行サーバに転送することであって、前記 S R M の前記受信されたシグネチャは、前記生成された権利要求メッセージに挿入される、ことと、

前記端末により、権利応答メッセージおよび保護された権利を前記権利発行サーバから受信することであって、前記権利応答メッセージは、前記端末の I D ではなく前記 S R M I D を含み、前記権利は、前記 S R M に暗号により結び付けられている、ことと、

前記端末により、前記保護された権利を、前記受信された権利に関する情報のために用いられるフォーマットに変換することと、

前記 S R M にインストールされるべき前記保護された権利に関する情報を前記端末から前記 S R M に転送することと

を含む、方法。

【請求項 2】

前記保護された権利は、K R E K (R i g h t s E n c r y p t i o n K e y) および K M A C (M A C (M e s s a g e A u t h e n t i c a t i o n C o d e) A l g o r i t h m K e y) を含み、

前記権利応答メッセージ中の前記保護された権利の K M A C 、 K R E K および S R M I D のうちの少なくとも 1 つは、前記 S R M のパブリックキーによって暗号化される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記トリガメッセージは、R O A P トリガメッセージである、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記トリガメッセージ中の前記 S R M デバイスパラメータがチェックされたか否かを決定することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記権利応答メッセージは第 2 のシグネチャを含み、

前記方法は、前記第 2 のシグネチャを検証することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記変換するステップは、前記保護された権利に関する情報が前記 S R M にインストール可能であるように、前記保護された権利に関する情報をフォーマットすることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

S R M (S e c u r e R e m o v a b l e M e d i a) の権利を管理する端末であって、

前記端末は、権利を管理するための D R M (D i g i t a l R i g h t s M a n a g e m e n t) エージェントを有するプロセッサを備え、

前記 D R M エージェントは、

前記端末により、権利発行サーバからトリガメッセージを受信するステップと、

前記トリガメッセージに含まれる S R M デバイスパラメータを用いることにより、前記トリガメッセージが S R M にコンテンツに対する権利を提供するためのものであるかをチェックするステップであって、前記 S R M デバイスパラメータは、前記 S R M を示す、ステップと、

前記トリガメッセージが S R M に権利を提供するためのものであると決定されると、前記権利発行サーバから前記 S R M に対する権利を要求するための権利要求メッセージを生成するステップであって、前記権利は、前記 S R M に結び付けられており、前記権利要求メッセージは、前記端末の I D ではなく前記 S R M を識別するための S R M I D を含む、ステップと、

前記 S R M が前記 S R M に対する権利を要求することを確認するために、前記生成された権利要求メッセージを含むシグネチャ要求を前記端末から前記 S R M に転送するステップ

10

20

30

40

50

と、

前記端末により、前記ＳＲＭのシグネチャを含むシグネチャ応答を前記ＳＲＭから受信するステップであって、前記シグネチャは、前記ＳＲＭが前記権利を要求することを確認する、ステップと、

前記ＳＲＭの前記受信されたシグネチャが挿入される前記生成された権利要求メッセージを前記端末から前記権利発行サーバに転送するステップと、

前記端末により、権利応答メッセージおよび保護された権利を前記権利発行サーバから受信するステップであって、前記権利応答メッセージは、前記ＳＲＭ　ＩＤを含み、前記権利は、前記ＳＲＭに暗号により結び付けられている、ステップと、

前記端末により、前記保護された権利を、前記保護された権利に関する情報のために用いられるフォーマットに変換するステップと、

前記ＳＲＭにインストールされるべき前記保護された権利に関する情報を前記端末から前記ＳＲＭに転送するステップと

を実行する、端末。

【請求項 8】

前記保護された権利は、ＫＲＥＫ(Ｒights　Encryption　Key)およびＫＭＡＣ(MAC(Message　Authentication　Code)Algorithm　Key)を含み、

前記権利中のＫＭＡＣ、ＫＲＥＫおよびＳＲＭ　ＩＤのうちの少なくとも1つは、前記ＳＲＭのパブリックキーによって暗号化される、請求項7に記載の端末。

【請求項 9】

前記トリガメッセージは、ＲＯＡＰトリガメッセージである、請求項7に記載の端末。

【請求項 10】

前記ＤＲＭエージェントは、さらに、前記トリガメッセージ中の前記ＳＲＭデバイスパラメータが前記ＳＲＭを示すか否かを決定することを実行する、請求項7に記載の端末。

【請求項 11】

前記権利応答メッセージはシグネチャを含み、

前記プロセッサは、さらに、前記第シグネチャを検証するように構成される、請求項7に記載の端末。

【請求項 12】

前記プロセッサは、前記保護された権利に関する情報が前記ＳＲＭにインストール可能であるように、前記保護された権利に関する情報をフォーマットするように構成される、請求項7に記載の端末。

【請求項 13】

前記トリガメッセージ中の前記ＳＲＭデバイスパラメータがチェックされるか否かを決定することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 14】

前記端末により、前記権利に含まれる前記暗号化されたＫＲＥＫおよびＫＭＡＣを前記ＳＲＭに転送することと、

前記端末により、復号化されたＫＭＡＣキーを前記ＳＲＭから受信することと、

前記端末により、前記復号化されたＫＭＡＣを用いて、前記保護された権利中のＭＡＣ値を検証することと

をさらに含む、請求項2に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、デジタル著作権管理(Digital Rights Management:以下、ＤＲＭという)システムに関し、特に、ＤＲＭデジタルコンテンツの使用権利(RightsObject)をＳＲＭ(secure removable media:セキュアリムーバブルメディア)に発行、ダウンロード、及び保存する方法及びシステムに関する。

10

20

30

40

50

【背景技術】**【0002】**

一般的に、DRMは、デジタルコンテンツの使用権利を安全に保護し、体系的に管理するための技術であり、デジタルコンテンツの違法複製、前記デジタルコンテンツの使用権利の取得、及び前記デジタルコンテンツの使用過程に関する一連の保護並びに管理システムを提供する。

【0003】

図1は、一般的なDRMシステムを示す。

【0004】

一般的なDRMシステムは、前記ユーザがユーザに与えられた使用権利(RO)分の前記デジタルコンテンツを使用できるように、コンテンツプロバイダからユーザに提供されたデジタルコンテンツを制御する。ここで、前記コンテンツプロバイダは、コンテンツ発行者(Contents Issuer: CI)及び/又は使用権利発行者(Rights Issuer: RI)に該当するエンティティである。

10

【0005】

前記コンテンツ発行者は、アクセス権利を有しないユーザからDRMコンテンツを保護できるように特定暗号化キーを用いて保護されたコンテンツ(以下、DRMコンテンツ(又は、デジタルコンテンツ)という)を発行し、前記DRMコンテンツを使用するために必要な使用権利を発行する。

【0006】

20

DRMエージェントは、端末に搭載され、前記コンテンツ発行者及び前記使用権利発行者からDRMコンテンツ及び使用権利を受信し、前記使用権利に含まれる許可権(Precision)及び/又は制約(Constraint)を解析することにより該当端末における前記DRMコンテンツの使用を制御する。

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

一般的に、前記使用権利は、特定端末の公開キーにより暗号化されているので、前記公開キーに対応する秘密キーを所有した端末以外の端末は、前記使用権利に関するDRMコンテンツを復号化及び使用することができない。

30

【0008】

従って、一般的なDRMシステムにおいて、前記使用権利及びそれに関するDRMコンテンツがマルチメディアカードなどの携帯用メモリカード(すなわち、SRM)に保存された場合、前記使用権利が発行された特定端末以外の他端末は、前記メモリカード(すなわち、SRM)から前記DRMコンテンツを読み取ることができないという問題がある。

【0009】

また、一般的なDRMシステムにおいて、前記使用権利が前記特定端末に発行されているので、前記メモリカードに前記使用権利及び該使用権利に関連するDRMコンテンツが保存される場合、前記使用権利が発行されている前記特定端末のみが前記SRMから前記DRMコンテンツ及び前記使用権利を読み取ることができる。従って、前記SRMの有用性が低下するという問題が発生する。

40

【0010】

さらに、一般的なDRMシステムにおいて、コンテンツプロバイダが前記SRMに前記DRMコンテンツの使用権利を発行できないので、前記SRMがSRM名義の使用権利を有することができないという問題が発生する。

【課題を解決するための手段】**【0011】**

従って、本発明の目的は、メモリカードがメモリカード名義の使用権利を保有できるメモリカードのデジタル著作権管理方法及び装置を提供することにある。

【0012】

50

本発明の他の目的は、メモリカードにDRMコンテンツの使用権利を発行、ダウンロード、保存する方法及びシステムを提供することにある。

【0013】

本発明のさらに他の目的は、前記SRMに接続された端末がSRM名義でコンテンツ使用権利を取得して前記SRMに伝送するSRMの使用権利管理方法及び装置を提供することにある。

【0014】

上記の目的を達成するために、本発明は、SRM名義の使用権利をサーバから受信する端末と、前記端末を介して前記使用権利を受信するSRMとを含むSRMの使用権利管理システムを提供する。

10

【0015】

本発明の他の態様において、本発明は、デバイスが使用権利発行者にSRM名義の使用権利を要求する過程と、前記デバイスが前記コンテンツプロバイダから前記SRM名義の使用権利を受信する過程と、前記デバイスが前記SRM名義の使用権利をSRMに伝送する過程とを含むSRMの使用権利管理方法を提供する。

【0016】

本発明の他の態様において、本発明は、SRM名義の使用権利が使用権利発行者から端末に発行できることを通知するためのトリガを使用権利発行者が前記端末に伝送する過程と、前記使用権利発行者が前記端末を介して前記SRM名義の使用権利の要求を受信する過程と、前記使用権利発行者が前記端末を介して前記SRM名義の使用権利を前記SRMに発行する過程とを含むSRMの使用権利管理方法を提供する。

20

【0017】

本発明の他の態様において、本発明は、SRMのデジタル著作権を管理するための端末を提供し、前記端末は、SRM名義の使用権利を受信するDRMエージェントを含む。

【0018】

前記DRMエージェントは、前記受信された使用権利を前記SRMに伝送する。

【0019】

本発明の他の態様において、本発明は、デジタル著作権を管理するためのSRMを提供し、前記SRMは、接続された端末を介して使用権利発行者からSRM名義の使用権利を受信するDRMエージェントを含む。

30

【0020】

本発明の他の態様において、本発明は、SRMのための使用権利管理方法を提供し、前記方法は、端末がSRM名義の使用権利を要求するための使用権利要求メッセージを使用権利発行者に送信する過程と、前記端末が前記使用権利発行者から応答メッセージを受信する過程と、前記端末が前記応答メッセージに含まれる使用権利を検証してSRMに伝送する過程と、前記SRMが前記伝送された使用権利を検証してインストールする過程とを含む。

【0021】

本発明の他の態様において、メモリカードの使用権利管理方法は、サーバから受信された使用権利応答メッセージに含まれる使用権利を端末がメモリカードに連動して検証する過程と、前記端末が前記使用権利を前記メモリカードが解析できる特定フォーマットに変換して前記メモリカードに伝送する過程とを含む。

40

【0022】

本発明の他の態様において、メモリカードの使用権利管理方法は、サーバから受信された使用権利応答メッセージに含まれる使用権利を端末がメモリカードと連動して検証可能にする過程と、前記使用権利検証が失敗した場合、前記端末が前記使用権利のインストール失敗を通知可能にする過程とを含む。

【0023】

本発明の他の態様において、SRM名義の使用権利管理方法は、使用権利発行者からホストデバイスにROAPトリガを伝送する過程と、前記ホストデバイスから前記使用権利

50

発行者に R O 要求メッセージを送信し、前記要求メッセージに対する応答メッセージを前記使用権利発行者から前記ホストデバイスに受信する過程と、前記応答メッセージに含まれる使用権利を前記ホストデバイスの D R M エージェントから S R M の D R M エージェントに伝送してインストールする過程とを含む。

【 0 0 2 4 】

本発明の前記及び他の目的、特徴、態様、及び長所は、後述する発明の詳細な説明及び添付図面によりさらに明確になるであろう。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 2 5 】

以下、添付図面を参照して本発明の好ましい実施形態を説明する。

10

【 0 0 2 6 】

本発明は、メモリカードに接続された端末を介して前記メモリカード名義の使用権利(R O)が発行される。前記端末は、メモリカード名義の使用権利(R O)がコンテンツプロバイダ、すなわち、使用権利発行者(R I)に用意され、前記メモリカード名義の使用権利が前記メモリカードにインストールされることを端末に通知する R O 取得トリガ(R O Acquisition trigger : R O A P トリガ)を受信する。前記端末は、少なくとも前記メモリカードのデバイス I D 及び前記メモリカードのデジタル署名値(signaturevalue)を含む R O 要求メッセージを生成して前記使用権利発行者(R I)に送信する。前記使用権利発行者は、前記使用権利要求メッセージに含まれるメモリカードのデバイス I D とメモリカード名義の使用権利を少なくとも含む応答メッセージ(R O 応答)を送信する。前記端末は、前記応答メッセージに含まれる使用権利を前記メモリカードに伝送し、前記メモリカードは、前記使用権利を検証してインストールする。

20

【 0 0 2 7 】

前記 R O A P トリガは、前記メモリカードのデバイス I D を含む。前記 R O 要求メッセージは、前記メモリカードのデバイス I D 、前記メモリカードの署名値、及び前記メモリカードの認証チェーン(certificate chain)を含む。前記応答メッセージは、前記メモリカードのデバイス I D と前記メモリカード名義の使用権利を含む。

【 0 0 2 8 】

以下、添付図面を参照して本発明の好ましい実施形態について説明する。

【 0 0 2 9 】

30

図 2 は、本発明によるメモリカードの使用権利管理システムを示す。

【 0 0 3 0 】

図 2 に示すように、本発明によるメモリカードのデジタル著作権管理システムは、メモリカードの I D を用いて使用権利を受信し、前記使用権利を前記メモリカード 1 0 に伝送する端末 2 0 と、前記端末 2 0 を介して前記メモリカード 1 0 の I D を用いて前記使用権利を受信する前記メモリカード 1 0 とを含む。

【 0 0 3 1 】

前記デジタル著作権管理システムは、前記端末 2 0 の要求に応じて D R M コンテンツ及び / 又はメモリカード名義の使用権利を発行するコンテンツプロバイダをさらに含む。前記コンテンツプロバイダは、デジタルコンテンツの使用権利を発行する使用権利発行者(R I) 3 0 を含む。

40

【 0 0 3 2 】

前記端末 2 0 は、メモリカード名義の使用権利を要求する使用権利要求メッセージを生成して送信し、前記使用権利発行者 3 0 から発行されたメモリカード名義の使用権利を前記メモリカード 1 0 に伝送する D R M エージェント 2 1 を含む。

【 0 0 3 3 】

前記メモリカード 1 0 は、セキュアリムーバブルメディア(S R M)という。前記 S R M 1 0 は、前記端末 2 0 と相互認証を行い、前記端末 2 0 の要求に応じて S R M のデジタル署名値を前記端末 2 0 に伝送し、前記端末 2 0 を介して D R M コンテンツ及び / 又は S R M 名義の使用権利を受信する D R M エージェント 1 1 を含む。

50

【0034】

前記端末20は、前記使用権利発行者30と通信する通信モジュール22と、DRMコンテンツ及び／又は使用権利を受信するために、前記DRMエージェント21の制御により、前記使用権利発行者30にアクセスするweb/WAP(wireless application protocol)ブラウザ23と、前記DRMエージェント21の制御により、ユーザとインターフェースするユーザインタフェース26とをさらに含む。

【0035】

前記端末20は、前記DRMコンテンツのメタデータ及び／又は前記使用権利のメタデータを保存するメディアライブラリー24と、前記DRMコンテンツ、並びに前記DRMエージェント21のアプリケーションプログラム及びデータを保存するメモリ25とをさらに含む。 10

【0036】

前記コンテンツプロバイダは、前記DRMコンテンツを発行するコンテンツ発行者及び／又は前記SRM名義の使用権利を発行する使用権利発行者30を含む。

【0037】

前記SRM10は、簡単な計算(又は、処理)機能を実行するためにプロセッサ及びメモリを含む携帯用メモリカードでもよい。

【0038】

前記SRM10は、前記端末20を介して受信されたDRMコンテンツ及び／又は使用権利を含むSRMDRMエージェント情報を保存するメモリ12をさらに含む。 20

【0039】

前記SRMDRMエージェント情報は、DRMコンテンツ、前記DRMコンテンツのメタデータ、前記DRMコンテンツの使用権利、前記使用権利のメタデータ、前記使用権利発行者のRIコンテキスト、及び前記使用権利を受信するためのドメインのドメインコンテキストを含む。

【0040】

前記SRMエージェント11は、前記SRM名義の使用権利を要求する前記使用ROメッセージに含まれるSRM署名値を前記端末20のDRMエージェント21に伝送し、前記DRMエージェント21を介して伝送された使用権利を検証する。前記SRMエージェント11は、前記端末20とセキュリティリンクを設定する。前記セキュリティリンクは、セキュリティ通信チャネルを示す。 30

【0041】

前記SRM10は、セキュアデジタル(secure digital:SD)カード、マルチメディアカード(multi-media card:MMC)、スマートメディアカード(smartmedia card:SMC)、SIM(Subscriber Identification Module)カード、及びマルチメディアを保存できる各種メモリカードを含む。

【0042】

前記ユーザインタフェース26は、キーパッド、ジョグシャトル、スイッチ、ファンクションキー、ソフトキー、メニューの少なくとも1つを含む。

【0043】

以下、前述したように構成された本発明によるSRMのデジタル著作権管理システムの動作について添付図面を参照して説明する。 40

【0044】

前記SRM10は通信モジュールを有していないため、前記端末20を介して前記DRMコンテンツの使用権利を受信しようとする。

【0045】

図3及び図4は、本発明によるSRMのデジタル著作権管理方法を示す。

【0046】

まず、本発明による前記SRMのデジタル著作権管理方法の第1実施形態について説明する。 50

【0047】

前記SRM10が前記端末20に挿入された後、電源が供給されると、前記端末20は、前記SRM10を認識し(S11)、前記SRM10のDRMエージェント11と相互認証を行う(S12)(以下、前記SRM10のDRMエージェント11は、前記SRM DRMエージェント11を意味する)。ここで、前記端末DRMエージェント21及び前記SRM DRMエージェント11は、端末ID(端末10のデバイスID)とSRMID(SRM10のデバイスID)を互いに確認する。

【0048】

相互認証が正常に完了すると、前記端末DRMエージェント21及び前記SRMDRMエージェント11は、セキュリティ通信チャネルを設定する。ここで、前記端末DRMエージェント21と前記SRM DRMエージェント11間のセキュリティ通信チャネルが選択的に設定される(S13)。

10

【0049】

前記端末DRMエージェント21は、SRM11のDRMエージェント情報をSRMDRMエージェント11に要求する(S14)(以下、SRMのDRMエージェント情報はSRM DRMエージェント情報を意味する)。前記SRM DRMエージェント11は、要求された前記SRMDRMエージェント情報を前記端末DRMエージェント21に提供する(S15)。この段階S14及びS15は、前記セキュリティ通信チャネルで行われる。前記SRM DRMエージェント情報は、前記SRM10のメモリ12に保存される。前記SRMDRMエージェント情報は、DRMコンテンツ、前記DRMコンテンツのメタデータ、前記DRMコンテンツの使用権利、前記使用権利のメタデータ、前記使用権利発行者のRIコンテキスト、及び前記使用権利を受信するためのドメインのドメインコンテンツを含む。

20

【0050】

前記SRM DRMエージェント情報が前記SRM10により提供される場合、前記端末20は、前記SRMDRMエージェント情報と前記メディアライブラリー24に保存されている情報に基づいて、発行されるDRMコンテンツ及び使用権利を確認する。

【0051】

前記特定DRMコンテンツがSRM10と端末20の少なくとも1つに予め保存されている場合、前記端末20は、前記特定DRMコンテンツをダウンロードしない。前記端末20は、前記特定DRMコンテンツを再生するための使用権利を受信するためにコンテンツ購入要求(content purchase request)をコンテンツプロバイダのコンテンツ発行者(CI)に送信する。

30

【0052】

前記特定DRMコンテンツが前記SRM10と端末20のどちらにも保存されていない場合、前記端末20は、前記DRMコンテンツと前記DRMコンテンツの再生のための使用権利を要求するためにコンテンツ購入要求をコンテンツプロバイダのコンテンツ発行者(CI)に送信する。

【0053】

前記端末20は、特定DRMコンテンツを要求するためにweb/WAPブラウザ23を介して前記コンテンツ発行者の所定ドメインにアクセスする(S16)。前記特定DRMコンテンツを要求する場合、前記端末20は、デバイスパラメータを前記コンテンツ発行者に伝送する。前記デバイスパラメータは、前記使用権利が属するデバイスの識別子を示す。例えば、前記使用権利は前記SRMに属し、前記デバイスパラメータはSRMIDを示す。

40

【0054】

前記特定DRMコンテンツの購入要求を受信した前記コンテンツ発行者は、前記特定DRMコンテンツに対する使用権利の生成を使用権利発行者30に要求する(S17)。ここで、前記コンテンツ発行者は、前記端末20から伝送されたデバイスパラメータを前記使用権利発行者30に伝送する。また、前記コンテンツ発行者は、前記DRMコンテンツ

50

の I D のメタデータを前記使用権利発行者 3 0 に伝送する。

【 0 0 5 5 】

その後、前記使用権利発行者 3 0 は、前記デバイスパラメータに基づいて前記 D R M コンテンツの使用権利を生成する (S 1 8)。前記デバイスパラメータが前記 S R M 1 0 のデバイス I D を示す場合、前記使用権利発行者 3 0 は、前記 S R M 1 0 名義の使用権利を生成する。

【 0 0 5 6 】

前記使用権利発行者 3 0 は、前記 S R M 1 0 の使用権利が生成されていることを通知するため、デバイスパラメータを含む R O 生成確認メッセージを前記コンテンツ発行者に送信する (S 1 9)。

10

【 0 0 5 7 】

前記コンテンツ発行者は、前記 D R M コンテンツの使用権利を受信することを端末 2 0 に通知するために、使用権利ダウンロードトリガ、すなわち、R O 取得トリガ (R O A P トリガ) を前記端末 2 0 に伝送する (S 2 0)。前記 R O A P トリガは、前記デバイスパラメータ (すなわち、S R M I D) と前記使用権利発行者 3 0 の情報を含む。また、前記コンテンツ発行者は、前記 R O A P トリガを前記 D R M コンテンツとともに端末 2 0 に送信する。前記 D R M コンテンツは、前記端末 2 0 に保存されるか、又は前記 S R M 1 0 に保存される。前記端末 2 0 は、ダウンロードされた前記特定 D R M コンテンツのメモリ領域をユーザが決定できるようにするインターフェース (例えば、G U I (graphic user interface)) を提供する。

20

【 0 0 5 8 】

前述した段階 S 1 6 ~ S 1 9 は、行われることもある。

【 0 0 5 9 】

一方、段階 S 1 1 ~ S 1 5 が行われた後、前記端末 2 0 は、使用権利を受信するために前記使用権利発行者 3 0 から R O A P トリガを受信できる (S 2 0)。

【 0 0 6 0 】

このように、前記使用権利発行者 3 0 から R O A P トリガを受信した端末 2 0 は、前記 R O A P トリガに含まれるデバイスパラメータ (S R M I D) を確認する (S 2 1)。

【 0 0 6 1 】

前記デバイスパラメータが S R M I D を示す場合、前記端末 2 0 は、S R M 1 0 の S R M エージェント 1 1 に認証チェーンを要求し (S 2 2)、前記認証チェーンを受信する (S 2 3)。前記受信された S R M 認証チェーンは、前記 S R M 1 0 の公開キーを含む。前記端末 2 0 が S R M 1 0 に接続されていない場合、前記端末 2 0 は、前記 S R M 1 0 名義の使用権利の受信手順 (すなわち、R O A P トランザクション) を直ちに終了する。

30

【 0 0 6 2 】

前記端末 2 0 は、前記 S R M 名義の使用権利を要求するために、S R M I D を用いることにより、前記段階 S 2 3 で受信した前記 S R M 認証チェーンを含む R O 要求メッセージを生成する (S 2 4)。

【 0 0 6 3 】

このように、前記 S R M 1 0 名義の使用権利を要求するための R O 要求メッセージが生成されると、前記端末 2 0 は、前記 S R M 1 0 の D R M エージェント 1 1 に前記 R O 要求メッセージを送信し、前記 D R M エージェント 1 1 にデジタル署名を要求する (S 2 5)。

40

【 0 0 6 4 】

前記 S R M 1 0 の D R M エージェント 1 1 は、D R M エージェント 1 1 の秘密キーを用いてデジタル署名を生成した後、前記端末 2 0 の D R M エージェント 2 1 に前記生成されたデジタル署名を伝送する (S 2 6)。

【 0 0 6 5 】

前記端末 2 0 の D R M エージェント 2 1 は、前記 D R M エージェント 1 1 から受信した S R M デジタル署名を含む前記使用権利要求メッセージを使用権利発行者 3 0 に送信する

50

(S 27)。

【0066】

前記使用権利発行者30は、SRM IDと使用権利を含むRO応答メッセージを端末20に送信する(S28)。デジタルコンテンツと使用権利が共に伝送される複合伝送(combined delivery)の場合、前記使用権利が前記端末20に伝送されるときに前記コンテンツも共に端末20に伝送される。

【0067】

前記端末20のDRMエージェント21は、前記応答メッセージを解析し、前記応答メッセージのデジタル署名を検証する(S29)。

【0068】

このようにして、メッセージ検証が正常に完了すると、前記端末20のDRMエージェント21は、前記使用権利応答メッセージに含まれている使用権利のメタデータを前記メディアライブラリー24に登録する。前記使用権利とともにコンテンツが伝送された場合、前記端末20は、前記コンテンツのメタデータもメディアライブラリー24に登録する。ユーザが希望する場合、前記コンテンツを前記端末20に保存する。

【0069】

前記端末20は、前記使用権利発行者30から伝送された前記使用権利を、必要に応じてSRM10のDRMエージェント11が解析できるフォーマットに変換できる(S33)。前記端末20は、前記使用権利をSRM10のDRMエージェント11に伝送して前記使用権利のインストールを指示する(S34)。ここで、前記使用権利とともに前記コンテンツもSRM10に伝送される。前記SRM10のDRMエージェント11は、前記使用権利のインストールの結果を前記端末20のDRMエージェント21に通知する(S38)。

【0070】

以下、本発明によるSRMのデジタル著作権管理方法の第2実施形態について説明する。

【0071】

第2実施形態は、図4に示す段階S30～S32、S35～S36が第1実施形態に加えられて行われる方式である。

【0072】

第2実施形態の段階S11～S29は、第1実施形態の段階S11～S29と同一であるので、以下、段階S30～S36について説明する。

【0073】

前記端末20のDRMエージェント21がRO要求メッセージに対する応答として応答メッセージを使用権利発行者(RI)30から受信すると、前記DRMエージェント21は、前記SRM10のDRMエージェント11と連動して前記応答メッセージに含まれる使用権利を検証する。すなわち、前記端末20のDRMエージェント21は、前記応答メッセージに含まれる前記使用権利の検証のために前記SRM10のDRMエージェント11にRO検証情報を要求する。つまり、前記端末20のDRMエージェント21は、暗号化されたKREK(Rights Encryption Key; 使用権利を暗号化するキー)又は暗号化されたKMAC(使用権利の完全性を検証するためにMACアルゴリズムに使用されるキー)の復号化を要求する(S30)。

【0074】

前記SRM10のDRMエージェント11は、DRMエージェント11が有している秘密キー又はドメインキーを用いてKREK又はKMACを復号化し、前記復号化したKREK又はKMACを前記端末20のDRMエージェント21に伝送する(S31)。

【0075】

前記端末20のDRMエージェント21は、前記伝送されたKREK又はKMACを用いることにより、前記応答メッセージに含まれる使用権利のMAC値を検証する(S32)。

10

20

30

40

50

【 0 0 7 6 】

前記メッセージ検証が正常に完了すると、前記端末 20 の DRM エージェント 21 は、前記応答メッセージに含まれている使用権利のメタデータをメディアライブラリー 24 に登録する。前記使用権利とともにコンテンツが伝送された場合、前記端末 20 は、前記コンテンツのメタデータもメディアライブラリー 24 に登録する。ユーザが希望する場合、前記端末 20 は、前記コンテンツを前記端末 20 に保存する。

【 0 0 7 7 】

前記端末 20 は、前記使用権利発行者 30 から伝送された前記使用権利を、必要に応じて SRM10 の DRM エージェント 11 が解析できるフォーマットに変換する (S33)。前記端末 20 は、使用権利を SRM10 の DRM エージェントに伝送した後、インストールを要求する (S34)。10

【 0 0 7 8 】

前記 SRM10 の DRM エージェント 11 は、DRM エージェント 11 が有している秘密キー又はドメインキーで復号化された KMAC を用いることにより、前記 DRM エージェント 21 から伝送された前記使用権利の MAC 値を検証する (S35)。その結果、MAC 値が有効であると、前記 SRM10 の DRM エージェント 11 は、前記伝送された使用権利をインストールする (S37)。前記 MAC 値が有効でないと、前記 SRM10 の DRM エージェント 11 は、前記伝送された使用権利をインストールせずに放棄する。

【 0 0 7 9 】

一方、前記検証された MAC 値が前記段階 S35 で有効な場合、前記 DRM エージェント 11 は、前記伝送された使用権利に含まれるデジタル署名値を検証する (S36)。前記デジタル署名値が有効である場合、前記 SRM10 の DRM エージェント 11 は、前記伝送された使用権利をインストールする (S37)。20

【 0 0 8 0 】

前記 SRM10 の DRM エージェント 11 は、前記 MAC 値又は前記デジタル署名値が有効でない場合、前記伝送された使用権利をインストールせずに放棄する。

【 0 0 8 1 】

前記使用権利をインストールした後、前記 SRM10 は、使用権利インストールに関する確認メッセージを前記端末 20 に送信する (S38)。

【 0 0 8 2 】

以下、本発明の第 3 実施形態による SRM のデジタル著作権取得方法について説明する。30

【 0 0 8 3 】

まず、前記ユーザが前記使用権利発行者に接続すると、前記使用権利発行者は、前記使用権利が前記 SRM にインストールされなければならないことを示す R O A P トリガを前記端末の DRM エージェントに伝送する。

【 0 0 8 4 】

前記端末の DRM エージェントは、前記 SRM の前記 DRM エージェントに認証書 (Certificate) を要求し、前記 SRM の前記 DRM エージェントから前記認証書を受信する。40

【 0 0 8 5 】

前記端末の DRM エージェントは、前記 SRM の認証書を含む R O 要求メッセージを生成し、前記生成された R O 要求メッセージのデジタル署名値を SRM の DRM エージェントを介して取得する (ここで、前記 SRM の DRM エージェントは、DRM エージェントの秘密キーを用いてデジタル署名値を計算した後、前記端末に前記デジタル署名値を伝送する)。前記端末は、前記 SRM の DRM エージェントから取得した前記デジタル署名値を前記オリジナル R O 要求メッセージに添付して前記使用権利発行者に送信する。ここで、前記 R O 要求メッセージは、少なくとも S R M I D 、 S R M 認証チェーン、及び S R M 情報を含む。前記 S R M 認証チェーンは、前記端末が S R M に接続されていることを示し、前記端末が前記 S R M に接続されていない場合、前記端末は、 S R M 名義の使用権利を50

受信するための後続の手順を直ちに終了する。

【0086】

前記使用権利発行者は、前記SRMの公開キーにより暗号化されたRO、SRMID、及びデジタル署名値を含むRO Responseメッセージ（応答メッセージ）を端末に送信する。前記デジタル署名値は、前記RO要求メッセージにより受信されたデジタル署名値と同じ値である。その後の応答メッセージの実行過程は、図4に示す段階S29～S38と同一である。

【0087】

次に、本発明の他の一実施形態によるSRMの使用権利取得方法を成功ケースと失敗ケースに基づいて説明する。

10

【0088】

前記RO要求メッセージを送信し、使用権利発行者（使用権利発行サーバ）からRO応答メッセージを受信すると、前記端末のDRMエージェントは、前記SRMの認証書を要求して受信する。前記端末のDRMエージェントは、前記SRMのDRMエージェントと連動して前記RO応答メッセージに含まれる使用権利（RO）を検証する過程を経る。すなわち、前記端末のDRMエージェントは、前記RO応答メッセージに含まれる前記ROを検証するために、KREKとKMACの復号化を前記SRMのDRMエージェントに要求する。

【0089】

前記SRMのDRMエージェントは、KMACとKREKを前記SRMの秘密キーを用いて復号化し、前記復号化したKMACを前記端末のDRMエージェントに伝送する。

20

【0090】

前記端末のDRMエージェントは、前記受信したKMACを用いて前記ROの完全性を確認する。

【0091】

前記端末のDRMエージェントは、前記ROに含まれる一对の暗号化されたCEKとコンテンツIDをROIDとともに前記SRMのDRMエージェントに伝送し、前記SRMのDRMエージェントに前記CEKの復号化を要求する。

【0092】

前記SRMのDRMエージェントは、前記端末のDRMエージェントから伝送された前記暗号化されたCEKを前記復号化した前記KREKを用いて復号化し、各CEKをコンテンツIDにバインドすることにより保存し、CEKの復号化が成功したか否かを前記端末のDRMエージェントに伝送する。

30

【0093】

前記CEKの復号化が成功した場合、前記SRMのDRMエージェントは、前記復号化の成功を前記端末のDRMエージェントに通知する。その後、前記SRMのDRMエージェントは、前記端末のDRMエージェントの要求に応じてROIDとコンテンツIDを用いてCEKを探して前記端末のDRMエージェントに伝送する。前記端末のDRMエージェントは、ROを前記SRMが認識できるフォーマット（例えば、SRMF（Secure Removable Media Format for Rights Object））に変換し、前記SRMのDRMエージェントに前記ROを伝送して前記ROのインストールを命令する。前記SRMのDRMエージェントは、ROのインストールが成功したか否かを前記端末のDRMエージェントに伝送する。

40

【0094】

しかしながら、前記暗号化されたCEKの復号化が失敗した場合、前記SRMのDRMエージェントは、前記暗号化されたCEKの復号化が失敗したことを前記端末のDRMエージェントに通知する。

【0095】

前記ROのインストールが成功したか否かを示すフラグが前記使用権利発行者から受信されたROAPトリガに設定されている場合、前記端末のDRMエージェントは、ROI

50

Dと前記R OがS R Mに正常にインストールされているか否かを前記使用権利発行者に伝送する。前記R OがS R Mに正常にインストールされている場合、前記端末のD R Mエージェントは、R O I DとともにS R MへのR Oのインストールの成功を前記使用権利発行者に伝送する。前記R Oが前記S R Mに正常にインストールされていない場合、前記端末のD R Mエージェントは、R O I Dとともに前記R Oのインストールの失敗を使用権利発行者に伝送する。前記端末のD R Mエージェントは、前記R OのS R Mへのインストールが成功したか否かをユーザに通知する。

【 0 0 9 6 】

前述したように、本発明において、前記S R Mは、通信モジュールを有する前記端末を介して前記D R Mコンテンツ及び／又は前記使用権利を受信できる。

10

【 0 0 9 7 】

図5は、図3及び図4に示すS R Mの使用権利管理方法を示す。

【 0 0 9 8 】

図5に示すように、前記S R M名義の使用権利は、ホストデバイスを介して前記使用権利発行者から発行される。前記S R M名義の使用権利を受信する手順は、(A) 前記使用権利発行者から前記ホストデバイスにR O A Pトリガを伝送する段階と、(B) 前記ホストデバイスから前記使用権利発行者にR O要求メッセージを送信し、前記R O要求メッセージに対するR O応答メッセージを受信する段階と、(C) 前記R O応答メッセージに含まれる使用権利を前記ホストデバイスのD R Mエージェントから前記S R MのD R Mエージェントに伝送し、前記使用権利をインストールする段階とを含む。

20

【 0 0 9 9 】

前記ホストデバイス(例えば、端末)は、前記R O A Pトリガを前記使用権利発行者から受信する。前記R O A Pトリガは、少なくともS R M I Dを含む。

【 0 1 0 0 】

前記ホストデバイスは、前記S R M名義の使用権利を要求するためのR O要求メッセージを前記使用権利発行者に送信する。前記R O要求メッセージは、少なくともS R M I D、S R Mの認証チェーン、及びS R M情報を含む。ここで、前記S R M I Dは、前記R O A Pトリガに含まれるS R M I Dと同じ値である。前記S R M情報は、前記S R Mのデジタル署名値を含む。前記S R M認証チェーンにより前記S R Mの公開キーが前記使用権利発行者に伝送され、前記使用権利発行者は、前記S R Mの公開キーを用いて前記S R Mの署名値を検証する。前記S R Mが前記ホストデバイスに接続されていない場合、前記ホストデバイスは、前記S R M名義のR Oを受信する手順を直ちに終了する(すなわち、R O A Pトランザクションを終了する)。

30

【 0 1 0 1 】

前記ホストデバイスは、前記R O要求メッセージに対するR O応答メッセージを前記使用権利発行者から受信する。前記R O応答メッセージは、少なくとも前記S R M I D、デジタル署名、及び保護された使用権利(protected R O)を含む。

【 0 1 0 2 】

前記ホストデバイスは、前記R O応答メッセージに含まれる前記R Oをインストールすることを前記S R Mに通知し、前記S R Mは、前記R O応答メッセージに含まれる前記R Oを検証して前記R Oをインストールする。前記S R Mは、S R Mの秘密キー又はドメインキーを用いてM A Cキーを復号化し、前記復号化したM A Cキーを用いて前記R O応答メッセージに含まれるR OのM A C値を検証する。前記R OのM A C値が有効である場合、前記S R Mは、前記R Oをインストールする。また、前記S R Mは、前記R O応答メッセージに含まれるR OのM A C値及び前記R O応答メッセージのデジタル署名値を検証し、前記M A C値と前記デジタル署名値の両方が有効である場合、前記S R Mは、前記R Oをインストールする。

40

【 0 1 0 3 】

前述したように、メモリカードのデジタル著作権管理方法及び装置には、次のような利点がある。

50

【 0 1 0 4 】

前記 S R M を有する端末は、前記 S R M の D R M エージェントと連動して前記 S R M 名義の使用権利を要求するメッセージを生成し、前記 R O 要求メッセージを使用権利発行者に送信することにより、前記使用権利発行者により発行された前記 S R M 名義の使用権利を前記 S R M にインストールできる。

【 0 1 0 5 】

前記 S R M に接続された端末が前記 S R M との連動により前記 S R M 名義の使用権利を要求する R O 要求メッセージを生成するので、前記使用権利発行者は、 S R M 名義の使用権利を発行できる。

【 0 1 0 6 】

前記 S R M を有する端末と前記 S R M の少なくとも 1 つに特定 D R M コンテンツが保存されているとき、前記特定 D R M コンテンツの使用権利は、前記端末を介して前記 S R M に発行され、前記 S R M にインストールされる。

【 0 1 0 7 】

前記 D R M コンテンツ及び前記 S R M 名義の使用権利は、複合伝送方式又は独立伝送方式で使用権利発行者から発行される。

【 0 1 0 8 】

最後に、前記 S R M は、前記 D R M コンテンツ及び / 又は前記 S R M 名義の使用権利を保存できる。

【 0 1 0 9 】

本発明の精神や基本的な特性から外れない限り多様な形態で本発明を実現することができ、前述した実施形態は前述した詳細な記載内容によって限定されるのではなく、添付された請求の範囲に定義された本発明の精神や範囲内で広く解釈されるべきであり、本発明の請求の範囲内で行われるあらゆる変更及び変形、並びに請求の範囲の均等物は本発明の請求の範囲に含まれる。

【 図面の簡単な説明 】**【 0 1 1 0 】**

発明の理解を容易にするために添付され、本明細書の一部を構成する図面は、発明の多様な実施形態を示し、明細書と共に発明の原理を説明するためのものである。

【 図 1 】一般的な D R M システムを示す図である。

30

【 図 2 】本発明による S R M のデジタル著作権管理システムを示す図である。

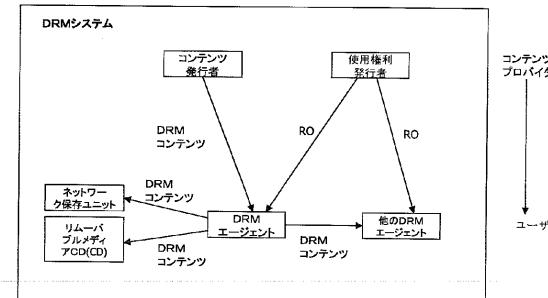
【 図 3 】本発明による S R M のデジタル著作権管理方法を示す図である。

【 図 4 】本発明による S R M のデジタル著作権管理方法を示す図である。

【 図 5 】図 3 及び図 4 に示す S R M のデジタル著作権管理方法を示す図である。

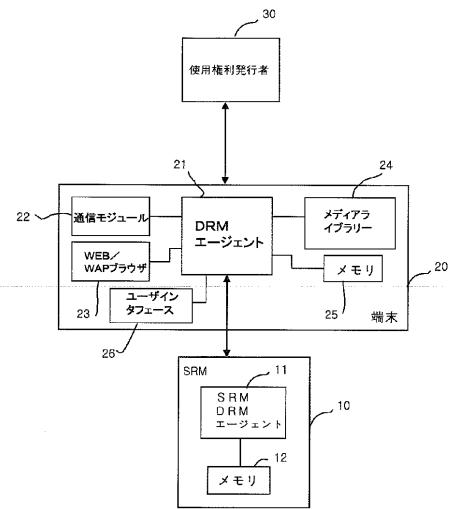
【図1】

【図1】



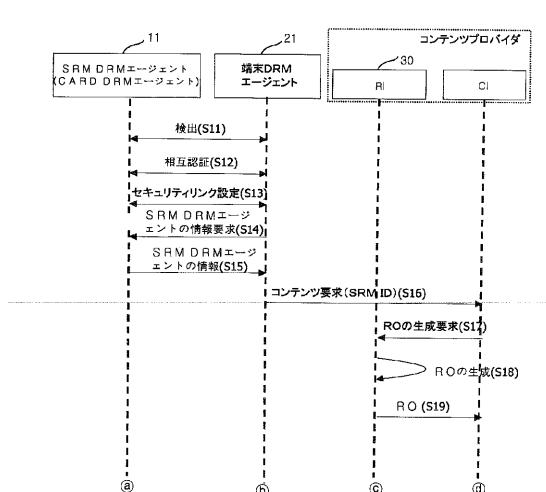
【図2】

【図2】



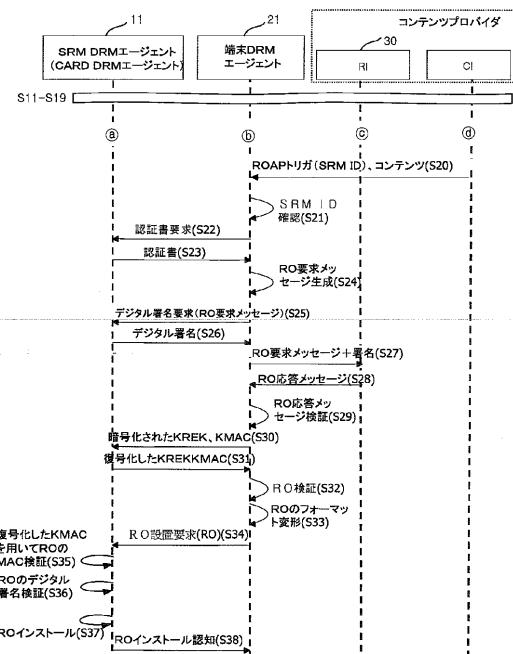
【図3】

【図3】



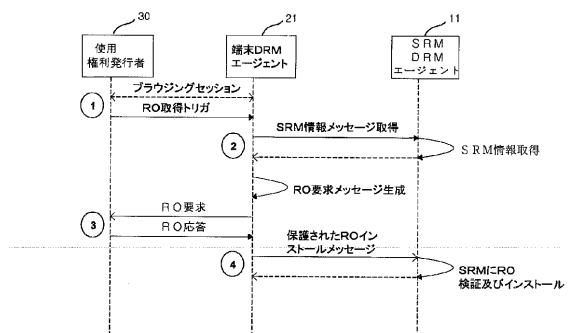
【図4】

【図4】



【図5】

【図5】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I
G 0 6 K 19/00 P
G 0 6 K 19/00 N
H 0 4 L 9/00 6 7 5 B

(72)発明者 キム， テ - ヒュン

大韓民国 4 3 7 - 7 7 1 キョンギ - ド， ウイワン， ポイル - ドン， 5 1 8， ドン - ア
エコービル アパートメント 1 0 2 - 1 0 0 2

(72)発明者 リ， スン イエ

大韓民国 1 5 1 - 0 2 2 ソウル， クワナク - ク， シリム 1 2 - ドン， 1 7 3 4， セ
ンタービル 1 0 4 - 7 0 3

審査官 戸島 弘詩

(56)参考文献 特開2 0 0 5 - 1 2 9 0 5 8 (J P , A)

特表2 0 0 2 - 5 1 7 8 6 9 (J P , A)

特開2 0 0 4 - 3 2 6 2 1 0 (J P , A)

米国特許出願公開第2 0 0 5 / 0 2 1 6 7 3 9 (U S , A 1)

米国特許出願公開第2 0 0 5 / 0 2 0 9 9 7 2 (U S , A 1)

特開2 0 0 5 - 8 6 5 4 7 (J P , A)

OMA DRM Specification V2.0 , Open Mobile Alliance , 2 0 0 4 年 4 月 2 0 日 , Draft Version 2.0 , p.20,22-23,40-45 , [平成2 2 年 1 1 月 1 6 日検索] , URL , <http://xml.coverpages.org/OMADRMv204-20040420.pdf>

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

G06F21/00-21/24

G09C1/00-5/00

H04K1/00

H04L9/00

G06K17/00,19/00